

# 防災品奏効事例

東京消防庁

防災品を使用していたことにより火災の被害拡大を防げた事例をご紹介します。  
今回は東京消防庁管内での自動証明写真機の遮蔽カーテンの事例を紹介いたします。

事例1 コイン式自動証明写真機の遮蔽カーテンに放火された火災（平成24年10月）			
構造・用途等	耐火造1/0 駅舎等	出火階・箇所	1階・廊下
焼損程度	証明写真機の遮蔽用カーテン若干 建物ぼや 死傷者なし		
<p>この火災は、耐火造1階建ての駅舎の1階廊下から出火したものです。 出火原因は、何者かが何らかの火源を用いて1階廊下に設置していたコイン式自動証明写真機の遮蔽カーテンに放火したものです。 駅員が、通行人から「写真機の遮蔽カーテンが燃えていたので手でたたき消した」と知らされたので、見に行くと焦げ跡を確認したので助役に連絡し、連絡を受けた助役が事務室の電話で119番通報しました。</p>			
写真1 設置状況		写真2 焼損状況	
			
事例2 コイン式自動証明写真機の遮蔽カーテンに放火された火災（平成26年12月）			
構造・用途等	屋外	出火箇所	物品販売店舗敷地内
焼損程度	証明写真機の遮蔽用カーテン若干 その他 死傷者なし		
<p>この火災は、物品販売店舗敷地内から出火したものです。 出火原因は、何者かが何らかの火源を用いて物品販売店舗敷地内に設置されているコイン式自動証明写真機の遮蔽カーテンに放火したものです。 物品販売店舗の警備員が、屋外を巡視していたところ、写真機の遮蔽カーテンが焼損しているのを発見し、上司に報告しました。報告を受けた上司は消防署に駆け付けて通報しました。自然鎮火していたため、初期消火はしていません。</p>			
写真3 設置状況		写真4 焼損状況	
			

注：事例1は参考までに平成24年の同様事例になります。